

金武町指定給水装置工事事業者 各位

金武町水道事業管理者
金武町長 仲間 一

水道法の一部改正に伴う
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、金武町の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年10月1日より指定の更新制が導入されました。
この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。
初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日・指定番号によって更新までの有効期間が御座います。ご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

1 有効期間及び更新の受付期間

※ 初回の更新手続きについては、**上下水道課より事前に郵送にて通知。**

金武町より指定を受けた日 指定番号	初回更新までの指定の有効期間
平成15年4月1日～平成19年3月31日 指定番号 第117号～第144号	2022（令和4）年9月29日まで

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- 様式第1（新規指定時の申請書と同様）
- 様式第2（誓約書） ※従来の様式から一部変更していますので、必ず新しい様式を使用してください。
- 機械器具調書
※上記様式については金武町ホームページに掲載しています。（Word版）
- 会社・機械器具・資材置場等の写真
- 事務所所在地見取り図
- 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- 印鑑証明（法人）
- 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）

3 4項目確認事項（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績（別紙1）
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）（別紙1）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（別紙2）
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況（別紙3）
※上記様式については金武町ホームページに掲載しています。（Word版）

4 提出書類様式ホームページ掲載（様式ダウンロード）

Web検索 【金武町】→ 申請資料ダウンロード → 上下水道課
→ ○指定給水工事事業者指定申請等の申請について（更新制）